

建設機械レンタル管理士資格制度に関する要綱

第一 目的

この要綱（以下「本要綱」という。）は、建設機械レンタル管理士の資格（以下「本資格」という。）を定めるとともに、本資格にかかる講習及び試験並びに登録等について定め、建設機械レンタル業全般にわたる業務知識と管理能力を備えた人材を育成することにより、建設機械レンタル業の質的向上と地位の向上を図ることを目的とする。

第二 定義

- 一 本要綱において「建設機械レンタル業」とは、主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸することを業とするものをいう。
- 二 本要綱において「建設機械レンタル管理士」とは、第三に規定する一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「本協会」という。）が実施する建設機械レンタル管理士資格試験（以下「本試験」という。）に合格（第八 第一項に基づき合格とみなされる場合を含む。）し、本協会に備える建設機械レンタル管理士資格登録名簿に登録された者をいう。
- 三 本要綱において「旧資格者」とは、建設機械器具賃貸業管理技士永久登録者及び同未永久登録者をいう。

第三 本試験の実施

本試験は、会場型 CBT 試験（IT によりネットワーク化された全国二百数十会場のテストセンターにおいて、コンピューターで試験を実施）、その他本協会の定める方法により、通年で実施する。

第四 受験資格

前条の本試験を受験できる者の資格要件は、建設機械レンタル業に関し、高卒以上の場合は 3 年以上、中卒の場合は 5 年以上の各実務経験を有し、かつ本協会の定める講習[e ラーニング（パソコンを利用して、インターネットなどの手段を通じて行う学習形態）を含む。以下「講習」について同様とする。]の受講を修了した者とする。

第五 受験申請

第三の本試験の受験申請は、前条に定める講習の受講修了後、本協会に対し、本協会の定める方法により行うことができる。

第六 資格の付与及び有効期間等

- 一 本試験において別に定める正答率を得た受験者を合格とする。
- 二 本試験合格者（第八 第一項に基づき合格とみなされる者を含む。）に対しては、本資

格を付与し、本協会備付の建設機械レンタル管理士資格登録名簿に登録するとともに、建設機械レンタル管理士資格証（以下「資格証」という。）及び建設機械レンタル管理士認定証（以下「認定証」という。）の交付を行う。

三 本資格の有効期間は、資格が付与された日から5年とする。

四 受講・受験申請に虚偽の申告、不正があった場合、及び本試験に不正があったと認められるときは、現に有する本資格は取り消すものとする。

第七 資格証等の更新

一 本資格証及び認定証の更新には、本協会の定める講習を適正に受講することを必須とする。本資格証の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、有効期間満了の日の6ヶ月前から、本協会の定める講習を受講することができる。

二 前項の講習を受講修了した更新希望者を合格とする。更新希望者が合格した場合、本資格証の有効期間は、更新前の有効期間満了の日の翌日からさらに5年延長される。

三 更新のための講習を受講しない場合、更新前の有効期限の満了をもって資格は失効となる。

四 更新のための受講に虚偽の申告、不正があったと認められるときは、現に有する本資格は取り消すものとする。

第八 旧資格者の扱い

一 旧資格者については、2020年3月末までに申請したものに限り、第3条に規定する講習受講を有効期間内である6ヶ月以内に修了することにより、本試験に合格したものとみなし、本試験の受験を免除する。

二 前項の移行期間に受講申込をしなかった旧資格者に対する本資格の付与については、新規申込者と同様に本協会の定める講習を修了のうえ、本試験を受験しこれに合格することを要する。この場合、旧資格者の受験については、第三から第六を、旧資格者の更新については、前条を準用する。

第九 その他

本資格を取得した者は、講習受講及び試験受験申請時の申請内容（実務経歴、所属先）に変更が生じた場合においては、本協会に対し、変更内容を申請しなければならない。

第十 要綱の改廃

この要綱の改廃は、登録制度特別委員会に諮問をなし、本協会理事会の議を経て会長が行う。

第十一 実施時期

本要綱は、2018年度下期から施行する。

設機械レンタル管理士資格制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、建設機械レンタル管理士の資格を定めるとともに、本資格にかかる講習及び試験並びに登録等について定め、建設機械レンタル業全般にわたる業務知識と管理能力を備えた人材を育成することにより、建設機械レンタル業の質的向上と地位の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによるものとする。

- 一 建設機械レンタル業 主として各種の建設工事に用いる建設機械器具を賃貸することを業とする者をいう。
- 二 建設機械レンタル管理士 一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「本協会」という。）が実施する建設機械レンタル管理士資格試験（以下「試験」という。）に合格（第13条（旧資格者への特例措置）に基づき合格とみなされる場合を含む。）し、第7条（資格証等の交付）第1項に規定する建設機械レンタル管理士資格登録名簿（以下「資格登録名簿」という。）に登録された者をいう。
- 三 会員区分 会員 一般社団法人日本建設機械レンタル協会 定款 第3章に定める正会員又は賛助会員として入会した個人又は団体に属する者をいう。
- 四 旧資格者 建設機械器具賃貸業管理技士永久登録者及び同未永久登録者をいう。

(講習及び試験)

第3条 建設機械レンタル管理士（以下「レンタル管理士」という。）の資格を取得しようとする者は、本協会が行う講習及び試験を受けなければならない。

(受験資格)

第4条 前条に定める講習及び試験を受けようとする者の受験資格は、次のいずれかに該当する者であって、かつ、試験の受験資格にあつては本協会が実施する講習の受講を修了した者とする。

- 一 高等学校以上を卒業し、建設機械レンタル業に関し3年以上の実務経験を有する者
- 二 中学校を卒業し、建設機械レンタル業に関し5年以上の実務経験を有する者

(講習受講・試験受験の実施等)

第5条 第3条（講習及び試験）申請があつたときは、本協会において審査し、その結果承認できる者に対し、電子メールをもって通知し、eラーニング受講、及び試験受験に際しての認証ID、アクセスパスワードが付与される。

- 2 eラーニングの受講及び受験は、テキストが送付される期間を想定し、申請及び手数料の支払い後 10 日後を目途に実施可能とする。
- 3 テキストの送付は、郵送により実施する。再送が必要となった場合には受験者の負担により実施するものとする。

(講習の受講及び試験の受験)

- 第 6 条** 前条によりレンタル管理士 eラーニング受講及び会場型 CBT 試験受験の承認を受けた者（以下「受講者」という。）は、指定の期間内に、本協会が実施する eラーニングを受講し、適正に修了しなければならない。
- 2 受講者は、eラーニングの受講修了後、指定の期間内及び場所において会場型 CBT 試験を受験しなければならない。

(試験結果)

- 第 7 条** 前条の試験において、別に定める正答率を得た受験者を合格とする。
- 2 前項の試験結果は、会場型 CBT 試験の受験終了後、直ちに合否を当該受験者に通知する。

(資格証等の交付)

- 第 8 条** 本協会会長（以下「会長」という。）は、前条の試験に合格した者に対し、レンタル管理士の資格を付与するとともに、本協会備付の資格登録名簿に登録するものとする。
- 2 前項の資格の付与は、建設機械レンタル管理士資格証（以下「資格証」という。）及び建設機械レンタル管理士認定証（以下「認定証」という。）を交付することにより行う。

(資格証等の有効期限)

- 第 9 条** 資格証及び認定証の有効期限は、資格証の交付の日から起算して 5 年後の応当日の前日までとする。

(資格証等の更新)

- 第 10 条** 資格証及び認定証の更新を受けようとする者は、当該資格の有効期限満了の日の 6 ヶ月前から、本協会が実施する講習を受講し、適正に修了しなければならない。
- 2 会長は、前項の講習の修了者に対し、新たに資格証及び認定証を交付する。
 - 3 資格の更新のための講習を実施しない場合、更新前の有効期限の満了をもって資格は失効する。

(資格証の再交付)

- 第 11 条** 資格証を汚損し若しくは紛失し、再交付を受けようとする者は、別に定めるところにより、資格証の再交付を受けることができる。

(資格の取り消し)

第12条 会長は、レンタル管理士が次のいずれかに該当する場合は、該当者に対してその資格登録を取り消し、資格証及び認定証の返納を命ずることができる。

- 一 本協会の名誉を毀損し、又は資格の趣旨に反する行為をした場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて受講・受験申請し、又は資格の登録若しくは資格証及び認定証の交付を受けた場合

(申告内容の記載事項の変更)

第13条 講習受講及び試験受験申請時の申告内容に変更が生じた場合においては、本協会に対し、別に定めるところにより、変更内容を申請しなければならない。

(旧資格者への特例措置)

第14条 旧資格者については、2020年3月末までに申請した者に限り、第3条に規定する講習受講を有効期間内である6ヶ月以内に修了することにより、本試験に合格したものとみなし、本試験の受験を免除する。

(手数料)

第15条 第3条（講習及び試験）、第10条（資格証等の更新）及び第11条（資格証の再交付）に規定する事項については、別に定めるところにより手数料を本協会に納付しなければならない。会員区分の判断は、本協会が行う講習及び試験の受講及び受験の申請時に所属する個人又は団体の会員資格の有無により行う。

- 2 手数料の返還は、天災などの不可抗力等の正当な理由がある場合を除き行われぬ。

(秘密保持義務)

第16条 本協会の登録制度特別委員会の委員、本協会の役職員その他本資格制度の実施事務に関与した者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(細則)

第17条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、登録制度特別委員会に諮問をなし、本協会理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、2018年度下期から施行する。

建設機械レンタル管理士資格制度に関する規程細則

(目的)

第1条 建設機械レンタル管理士資格制度に関する手続き、講習要領、試験要領、資格認定手数料等については、建設機械レンタル管理士資格制度に関する規程（以下「規程」という。）の定めによるほか、この細則による。

(適用の範囲)

第2条 この細則は、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会(以下「本協会」という。)が、建設機械レンタル業全般にわたる業務知識と管理能力を備えた人材であると認める者に対し、建設機械レンタル管理士の資格を認定交付するための手続き等について定める。

(建設機械レンタル管理士取得に向けた講習受講・試験受験の手続き)

第3条 規程第3条（講習及び試験）により、建設機械レンタル管理士の資格認定を得ようとする者は、本協会が実施する eラーニングの受講及び会場型 CBT 試験を受験しなければならない。

- 2 建設機械レンタル管理士の資格認定を得ようとする者は、eラーニングの受講及び会場型 CBT 試験の受験の申請手続きを、本協会が提供する資格試験ホームページを通じて行う。
- 3 本条に定める手続きに関し、下記の項目は原則として自己申告によるものとするが、申請・申告内容に虚偽があった場合には、eラーニングの受講資格、受験資格、試験合格後認定された資格一切をなく奪するものとする。

- (1) 建設機械レンタル管理士 eラーニング受講及び会場型 CBT 試験受験の申請
- (2) 実務経歴の申告
- (3) 申請時の所属先の申告
- (4) 最終学歴の申告
- (5) 建設機械器具賃貸業管理技士の資格保有の有無
- (6) 所属先の本協会会員区分の申告

(講習受講及び試験受験資格の基準)

第4条 規程第4条（受験資格）に定める受講及び受験資格の基準は、次のとおりとする。

| 学歴 | 実務経験年数 |
|-----------------------------------|--------|
| 高等学校 高等専門学校（5年制） 短期大学 大学 | 3 |
| 中学校 | 5 |

（申請者に対する通知・テキストの送付）

第5条 細則第3条（建設機械レンタル管理士取得に向けた講習受講・試験受験の手続き）

第2項の申請があったときは、本協会において審査し、その結果承認できる者に対し、電子メールをもって通知し、eラーニング受講、及び試験受験に際しての認証ID、アクセスパスワードが付与される。eラーニングの受講及び受験は、テキストが送付される期間を想定し、申請及び手数料の支払い後10日後を目途に実施可能とする。テキストの送付は、郵送により実施する。再送が必要となった場合には受験者の負担により実施するものとする。

（講習の受講及び試験の受験）

第6条 前条により建設機械レンタル管理士eラーニング受講及び会場型CBT試験受験の承認を受けた者（以下「受講者」という。）は、指定の期間内に、本協会が実施するeラーニングを受講し、適正に修了しなければならない。

- 2 受講者は、eラーニングの修了後、本協会の定めるところにより、指定の期間内及び場所において会場型CBT試験を受験しなければならない。会場型CBT試験の受験にあたっては、受験予定となる日時及び会場を指定し、申請しなければならない。申請後、受講者の都合により受験日時及び会場を変更する場合には、変更前に申請した受験日時の3日前までに変更の申請を行わなければならない。
- 3 試験が不合格となった場合、受講者は、本協会の定めるところにより再度受験申請を行い、手数料を支払うことで、当初の受験申請時に定められる試験有効期間（以下「試験有効期間」という）内に限り、別途細則第3条（建設機械レンタル管理士取得に向けた講習受講・試験受験の手続き）第2項に定める受講及び試験の申請を経なくとも、再度の受験（以下「再受験」という。）が可能である。試験有効期間を過ぎて再度受験を行う場合、受講者は、別途細則第3条第2項に定める受講及び試験の申請を行わなければならない。
- 4 受講者は、試験有効期間内であれば、1回の受験ごとに手数料を支払うことで、何度でも受験できる。

（試験の実施）

第7条 試験は、本協会が定める「建設機械レンタル管理士 資格試験テキスト（本編、法令編）」（以下「テキスト」という。）に基づいて作成されたeラーニングで出題される300

問のうち 50 問を抽出し実施する。

- 2 試験は、本協会の定める講習（eラーニング）を適正に修了した者を対象に行う。
- 3 試験は、1 時間（60 分）で実施する。
- 4 試験においては、テキストを用いることを禁止し、筆記用具（ペンまたは鉛筆、消しゴム）以外の持参は認められない。

（試験問題の作成）

第 8 条 試験問題の調査、選定、作成は、登録制度特別委員会にて行う。

- 2 試験の方式は、三肢択一方式とする。

（試験の採点及び合格点）

第 9 条 試験結果の採点は、本協会事務局が委託した試験機関が代行し、その結果を本協会が承認する。

- 2 合格は、正答率 7 割以上の場合（50 問中 35 問以上正解）とする。
- 3 採点結果は、建設機械レンタル協会へ送付される。

（資格証等の交付）

第 10 条 規程第 7 条（資格証等の交付）により建設機械レンタル管理士 eラーニング講習の修了後に実施する会場型 CBT 試験に合格した者に対しては、本協会会長（以下「会長」という。）が建設機械レンタル管理士資格証（以下「資格証」という。）及び建設機械レンタル管理士認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

（資格証等の記載事項等）

第 11 条 前条第 1 項の資格証及び認定証に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 資格証番号
 - (2) 氏 名
 - (3) 生年月日
 - (4) 交付年月日
 - (5) 有効年月日
- 2 本資格を取得した者は、講習受講及び試験受験申請時の申告内容（実務経歴、所属先）に変更が生じた場合においては、本協会に対し、変更内容を申請しなければならない。

（資格証の再交付）

第 12 条 資格証を汚損し若しくは紛失し、再交付を受けようとする者は、建設機械レンタル管理士資格証再交付申請書を本協会に提出し、再交付を受けることができる。

（資格の更新）

第 13 条 規程第 7 条（資格証等の交付）により資格証及び認定証の交付を受けた者は、規

程第9条（資格証の更新）に基づき、本協会が実施する講習（以下「更新講習」という。）を資格証等の交付後5ヶ年ごとに受けなくてはならない。

（更新講習の手続き）

第14条 前条により更新講習を受けようとする者は、更新講習受講申請を行わなければならない。

2 更新講習は、新規登録時と同様eラーニングの再受講を必須とする。

（資格の更新手続）

第15条 細則第13条（資格の更新）により資格の更新を行う者は、資格の有効期限満了の6ヶ月前から有効期限満了日の前日までの間に、資格証の更新申請をしなければならない。

2 前項による資格証の更新申請に基づき、更新講習に必要なIDとパスワードが付与される。

3 資格証の有効期限満了の6ヶ月前を目途に、本協会より対象者に、資格証の有効期限が近いことを知らせるeメール及び葉書が送付される。送付先は、eラーニング及びCBT試験受験に際し申告されたeメールアドレス、現住所とする。

（手数料）

第16条 規程第14条（手数料）によるほか細則第4条（講習受講及び試験受験資格の基準）及び第6条（講習の受講及び試験の受験）並びに第10条（資格証等の交付）の事項に該当する場合は、2に示す手数料を本協会へ納付しなければならない。

2 建設機械レンタル管理士資格制度に係る手数料の金額は、下表のとおりとする。

【新規取得の場合】

| 区分 | | eラーニング | CBT | 計 |
|-----|------|--------|-----|---------|
| 会員 | 新資格者 | ○ | ○ | 30,000円 |
| | 旧資格者 | ○ | | 20,000円 |
| 非会員 | 新資格者 | ○ | ○ | 60,000円 |

（テキスト購入代を含む）


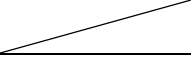
【資格の有効期間を更新（延長）する場合】

| | | eラーニング | CBT | 計 |
|--|----|--------|-----|---------|
| | 会員 | ○ | | 20,000円 |

| | | | | |
|----|-----|---|--|----------|
| 区分 | 非会員 | ○ |  | 40,000 円 |
|----|-----|---|--|----------|

(テキスト購入代を含む)

【資格試験に不合格となり再受験する場合】

| | | e ラーニング | CBT | 計 |
|----|-----|---|----------|----------|
| 区分 | 会員 |  | 10,000 円 | 10,000 円 |
| | 非会員 |  | 20,000 円 | 20,000 円 |

【資格証の再交付】

資格証再交付手数料：3,500 円

- 注 1. 資格証の再発行に際しては、細則第 12 条（資格証の再交付）に定めるところにより本協会に申請し、手数料の支払い手続きを行う。
2. 手数料は正当な理由がある場合を除き、受講開始、認定取得の成否にかかわらず返金はしない。
3. 受講申請料には、当協会が発行するテキストの購入代も含むものとする。資格の更新時にも改定版のテキスト購入代が含まれる。
4. 消費税は別途請求する。
- 3 手数料の返還は、天災などの不可抗力等の正当な理由がある場合を除き行われぬ。

(細則の改廃)

第 17 条 この細則の改廃は、登録制度特別委員会の議を経て、会長が行う。

附 則

この細則は、2018 年度下期から施行する。